

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和7年9月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	健康福祉 総務課	228-7212	福祉総合情報システム法改正対 応業務(就労選択支援対応)	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス 統括部(大阪)	25,669,600	R7.9.3	本業務の目的は、既存の福祉総合情報システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく、令和4年の障害者総合支援法の改正に伴い、令和7年10月1日より、新たに追加される障害福祉サービス(就労選択支援)に対応するためにシステムの改修を行うことである。当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、システム全体の構成の把握、プログラムの新規作成・変更内容、テスト内容、改修が与える影響範囲の抽出、改修にあたっての詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であり、当該システムを構築した者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に詳細な知識等を有しない業者が本業務を履行した場合、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる高齢者・障害者(児)福祉事業に係る各業務の遅延、窓口対応の停滞が発生し、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあることから、本業務を履行できるものは、当該システムを構築した業者であり、当該業務に係る詳細な知識・ノウハウ等を有する富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
2	健康推進 課	222-9936	障害者等歯科口腔保健推進	一般社団法人 堺市歯科 医師会	2,899,050	R7.9.1	歯科口腔保健の推進にあたっては、一般社団法人堺市歯科医師会の包括的な協力を基に展開しているところであり、一般社団法人堺市歯科医師会が地域の住民に良質な医療を提供するうえでのネットワークを形成する基盤となっている。本業務は、障害者歯科という専門的な知識や技術が必要で、医療を提供する地域のネットワークの基盤の上に成り立つものであるため、一般社団法人堺市歯科医師会以外には履行できない。 よって、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
3	保健医療 業務課	228-7582	堺市在宅人工呼吸器使用患者 支援事業における訪問看護業務	有限会社総合医療企画	-	R7.9.5	当該業務は、対象者が申請することにより、その主治医の指示に基づいて訪問看護ステーション等の事業者の実施する訪問看護サービスを受けることができる業務であり、当該事業者は、堺市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱第6条の規定により委託の相手方として決定された訪問看護実施機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,450円/回 2,500円/回 ほか